

「JKA補助事業（競輪）の審査・評価に関する見直しについて（案）」
に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者提言特別委員会
[住 所]	〒152-0031 東京都目黒区中根2丁目13番18号
[電話番号]	03-3718-4678
[FAX番号]	03-3718-4015
[電子メールアドレス]	advisor-consultant@nacs.or.jp
[御意見]	<p>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>1. 補助の基準(補助方針)</p> <p>①補助率の明確化 特に公益性の高い事業や自転車関係事業の振興に不可欠な事業(重点分野)以外の高補助率事業を認めないこととし、原則として補助率を1/2以内とする。</p> <p>・ 意見内容 当該案には賛成である。ただし、公益性の高い事業や自転車事業の振興に不可欠な事業という分野を恣意的判断の入らないよう明確化を望む。また、極力高補助率事業を見直し広く薄くという視点が必要と考える。</p> <p>②重点分野の明確化 一機械は重点分野を「自転車振興」、「安全安心」、「標準化」、「公設工業試験研究所支援」に限定する。ただし、社会の環境変化に合わせ、必要に応じ見直す。</p> <p>・ 意見内容 「安全安心」の適用範囲を広く考え、「暮らしの安全・安心」も積極的に取り入れるべきと考える。</p> <p>③補助対象経費・事業 一これまで機械の補助先団体の一部で認めていた「研究員手当」、「借室料」、「海外事務所経費」のうち、 ア)「研究員手当」については、基準を明確化する。(*) イ)「借室料」及び「海外事務所経費」は、原則として認めない。 *補助方針及び募集要項において基準を明確化</p> <p>・ 意見内容</p>

原則として、賛成である。

－調査研究事業を行うに当たり、調査研究そのものは当該団体で行わず外部に再委託し、当該団体は実質的に委託先の審査しか行っていないような事業については、補助対象としない。(中抜き排除)

- ・意見内容
賛成である。

－内部留保率が30%を超えている公益法人は、補助対象主体としない。

- ・意見内容
原則賛成であるが、30%という基準については、その内部留保の内容等を勘案し弾力的な運用も必要だと考える。

④その他

－補助事業は、原則として単年度事業とするが、客観的基準に従い複数年度事業を認める場合であっても、その期間は3年以内とする。

- ・意見内容
原則賛成であるが、3年経過後の当該事業の社会貢献度等も視野に入れ、弾力的運用も検討するべきである。無論、目的意識と費用対効果の客観的判断を求め、新たな発想を惹起させながらの運用であることは論をまたない。

2. 募集

①募集媒体

TVCM、インターネット等を活用することにより、幅広く、かつ、新規の募集者に働きかける。

- ・意見内容
賛成である。

②事前説明会

これまで、東京で1回、大阪で1回行っていた補助事業説明会の回数を増加するとともに、開催地を多様化し、NPO法人、大学・研究機関、技術研究組合等向けの説明会も開催する。

- ・意見内容
賛成である。

3. 事務の合理化

①事務的整理の合理化に資するよう、補助要望書のフォーマットを極力具体化・明確化する。

- ・意見内容
賛成である。また、より詳細な記載例などを添付して貰えると記載が容易になる。

③簡易審査案件以外の案件については、関連する各分野の外部有識者にも事務的審査(書面による要件審査及びヒアリング)に参加してもらい、補助事業審査・評価委員会に適切な情報を

提供する。

・意見内容
賛成である。特にヒアリングは重要であるとする。

④前年度に補助事業を行っている補助先団体の場合、ヒアリングの際、前年度事業の事後評価結果と補助要望内容との関係を確認する。

・意見内容
賛成である。

4. 補助事業審査・評価委員会

①審査時間・方法

一審査・評価委員会は、機械、公益それぞれについて、年6回(従来は3回)を基本とし、必要に応じ回数を増加する(6回のうち、少なくとも3回(従来は1回)は個別案件審査に充てる等により、十分な審査時間を確保する)。

・意見内容
年6回の審査・及び評価は膨大な事務量を(人的にも時間的にも)要し、当該公益的
事業の遂行にも阻害要件となりかねない。従来通りの3回の審査で十分と考える。ただし、その審査は形骸化することなく十分審査時間を確保し事業の効果を確認するものでなければならないと考える。

一審査方法については、個別案件毎に担当委員(主査及び副査)を決め、予め担当主査が1次審査を行い、担当副査が同1次審査結果をチェックした上で、委員会に諮るものとする。

・意見内容
賛成である。副査によるダブルチェックは、審査の適正化を図るもので評価できる。さらに、チェックの公平性のためにチェックリストの作成を希望する。

②審査・評価体制

補助事業審査・評価委員会の委員は、機械・公益でそれぞれ7名となっているが、個別案件毎に担当委員を決めた場合であっても十分な審査を行うことができるよう増員する。また、評価の中立性を確保する観点から補助事業審査・評価委員のうち、評価を専門に担当する委員(以下、「評価専門委員」という。)を数名任命する。

・意見内容
賛成である。委員の名前や肩書きもホームページ等で公開するべきと考える。

③審査・評価マニュアルの策定

審査・評価を合理的かつ円滑に実施するため「審査・評価マニュアル」を策定する。

・意見内容
審査委員の恣意的判断で事業の是非を問われなためにも「審査・評価マニュアル」の作成は必要と考える。標準化のためにも求められる。

5. 事後評価

①事後評価様式等

－現在の事後評価様式をより具体化・明確化し、補助先団体に自己評価を行わせることとする。

・意見内容

賛成である。評価方式について指標を作成してもらいたい。

－補助事業成果の効果分析を行い、その結果をJKAでデータベース化し、その後の審査に活用する。

－補助事業審査・評価委員会への成果報告は書面だけではなく、実際に発表する機会を設定する(簡易審査案件は除く)。

・意見内容

事業の公益性及び、社会的評価を確認する上でも発表の機会の設定はぜひとも実施するべきと考える。

②事後評価者

－補助先団体の自己評価を受け、まずは、JKA事務局及び外部有識者が自己評価に対する「JKA評価」を行うこととする。

－JKA評価に対しては、補助事業審査・評価委員会における主査が評価結果をチェックすることとし、主査のチェックが終了したものを補助事業審査・評価委員会に報告する。「評価専門委員」は同委員会において、評価を統括する。

・意見内容

賛成であるが、評価基準を明確化・簡易化して公表するべきである。

6. 透明性

①補助事業審査・評価委員会

－補助事業審査・評価委員会の議事概要は可能な限り詳細化して公表する。

－補助事業審査・評価委員会は、個別案件の審査等の場合を除き、公開する。

・意見内容

賛成である。ホームページの分かりやすい場所にアップして貰いたい。